

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
生駒市	旧北倭村地区(傍示集落)	令和 4年 3月30日	令和 4年 3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が0.3ha多く、地域内後継者の育成や中心経営体の誘致などによる新たな農地の受け手の確保が必要。

地域内の作付の多くを水稻が占めるが、生鮮野菜等の高収益作物の生産推進や、農作物の販路確保・拡大により、既存農業者及び新規就農者等の経営安定を図ることが必要。

イノシシによる被害が増えてきており、獣害対策が必要。

水路の老朽化や、農地への道がないなど、ハード面での不便が生じてきている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、既存の認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体に集積させるとともに、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、140筆 66,597㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地の貸付に機構を活用する。

市の遊休農地活用事業の活用

中心経営体への農地の集約に適さない農地については、集落の迷惑とならないよう、駐車スペースの確保、または公共交通機関を利用する等の対策を徹底したうえで、遊休農地活用事業を活用し、市の仲介で市民による活用を図る。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、用排水施設や農地への道路の改修等に、生駒市土地改良助成金を活用する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

集落での柵の設置によりイノシシ被害防止に努めるとともに、檻の設置など捕獲体制を構築する。また、獣害対策の勉強会を開催する等により、集落での被害防止対策に取り組む。

既存農業者と中心経営体の協力・協働体制の確立

既存農業者と認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体との協力・協働体制を確立し、農地の集積・集約化を進め、また、農道や水路等の維持管理活動に共に取り組み、地域農業を維持発展させる。